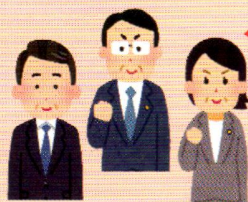


感染症と自然災害に強い日本を創ろう!!

感染拡大防止には憲法論議が必要

◎全国知事会



「外出規制や休業要請に伴う罰則規定など、様々な法的措置を取るべきである」
「権限強化は『待ったなし』であり、『必須』」

「人権制約には、**憲法上の議論も必要になる**」

◎西村康稔 担当大臣



国会の緊急対応は大丈夫か?

▶ 世界では、感染症拡大にこんな対応をしました

◇米下院 … 1議員につき10人分までの代理投票を認める。



◇英議会 … 入場議員を50人に制限。残りの120人はオンライン参加。



◇100以上の国・地域のうち、約7割が選挙を延期。

▶ 日本では憲法が壁となり、対応は不可能



◇議会の定足数は変更できず、オンライン議決も不可能。※憲法56条

◇国会議員の任期は変更できない。※憲法45条・46条

憲法に緊急事態条項が必要

千葉県の救命救急センター長

「幕張メッセに臨時病院の設置を
計画したが、断念」

千葉県の法務担当者

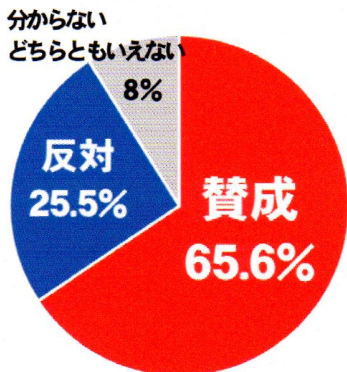
「法律でやれない理由が多々ある」



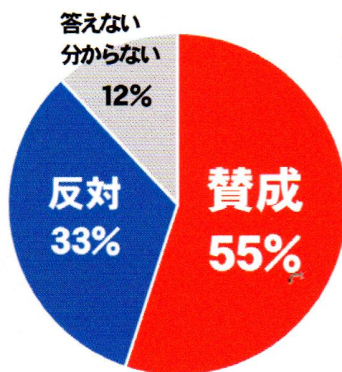
憲法に緊急事態条項があれば、
細かな制約をクリアできる

国民は国会審議を求めています

▶ 憲法への緊急事態条項新設に賛成



(産経・FNN 5/12 発表)

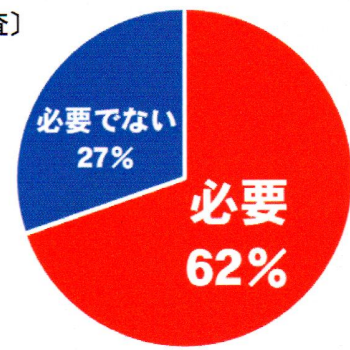


(TBS 5/9~10 実施)

▶ 特措法改正を支持

※新型インフルエンザ等対策特別措置法

(各種世論調査)



(NHK 6/23 発表)

国会は、大切な人を守るために 一刻も早い緊急時のルール作りを!



【お願い】下のQRコードから「ネット署名」にご登録下さい。各種憲法情報を送信します。



【憲法チラシ NO6】 ©発行日=令和2年11月

美しい日本の憲法をつくる国民の会

〒102-0093 東京都千代田区平河町1丁目2番2号 朝日ビル4階

電話 03-5213-4323 FAX 03-5212-7201 <http://www.kenpou1000.org>